

## 受益者負担金とは

下水道の整備は町全体ではなく、区域が特定されることから、下水道の整備によって利益を受ける人に、建設費の一部を負担していただく制度です。

## 受益者とは

下水道排水区域内で、一般住居、営業又は製造で使用している水廻りのある建物を所有する方が受益者となります。

### 負担金の額

- ➡ 一戸当り143,000円（賦課は一回限りです）
- ➡ 一般の住居以外のアパート、事務所などは他の基準により算定します。
- ➡ 受益者負担金は、「公共ます」の設置費用ではありません。

### 負担金の納付方法

5年に分割し、さらに各年度を3期に分けて計15回の分割で納めていただきます。

#### ■ 負担金の額が143,000円の場合

年 度	納 付 額	期別納付額及び納期		
		第1期 6月1日～6月30日	第2期 10月1日～10月31日	第3期 2月1日～2月末日
初 年 度	29,000 円	10,000 円	9,500 円	9,500 円
2 年 度	28,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
3 年 度	28,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
4 年 度	28,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
5 年 度	28,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
合計納付額	143,000 円			

### 負担金の納付時期

時期は次の通りです。

- ◎ 第1期分・・・ 6月1日～ 6月30日
- ◎ 第2期分・・・ 10月1日～10月31日
- ◎ 第3期分・・・ 2月1日～ 2月 末日

## 一括納付報奨金制度

負担金を一括して納める場合に、次のとおり報奨金が交付されます。

1

報奨率  
20%

初年度の第1期に全額(143,000円)を一括して納める場合

$143,000 \text{円} \times 20\% = 28,600 \text{円}$  (報奨金額)

$143,000 \text{円} - 28,600 \text{円} = 114,400 \text{円}$  (差引納付額)

2

報奨率  
16%

2年目の第1期に残額(114,000円)を一括して納める場合

$114,000 \text{円} \times 16\% = 18,240 \text{円}$  (報奨金額)

$114,000 \text{円} - 18,240 \text{円} = 95,760 \text{円}$  (差引納付額)

3

報奨率  
14%

3年目の第1期に残額(85,500円)を一括して納める場合

$85,500 \text{円} \times 14\% = 11,970 \text{円}$  (報奨金額)

$85,500 \text{円} - 11,970 \text{円} = 73,530 \text{円}$  (差引納付額)

4

報奨率  
12%

4年目の第1期に残額(57,000円)を一括して納める場合

$57,000 \text{円} \times 12\% = 6,840 \text{円}$  (報奨金額)

$57,000 \text{円} - 6,840 \text{円} = 50,160 \text{円}$  (差引納付額)

5

報奨率  
6%

5年目の第1期に残額(28,500円)を一括して納める場合

$28,500 \text{円} \times 6\% = 1,710 \text{円}$  (報奨金額)

$28,500 \text{円} - 1,710 \text{円} = 26,790 \text{円}$  (差引納付額)

## 徴収猶予・減免制度

特別な事情により負担金の納付が、  
困難と認められる場合 (申請が必要)

## 延滞金

納付期日までに、負担金の納付が  
なかった場合 (利率年 14.5%)